

## 田原市土地境界確定事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、田原市が管理する公共用地に係る境界確定事務を適正かつ円滑に運営することに關し、必要な事項を定めるものとする。

### (境界確定財産の範囲)

第2条 この要領で取り扱う「公共用地」とは、田原市又は田原市長（以下「管理者」という。）が管理する次の各号のいずれかに該当する市有地又は国有地をいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川
- (3) 海岸法（昭和31年法律第101号）の適用を受ける海岸
- (4) 港湾法（昭和25年法律第218号）の適用を受ける港湾
- (5) 漁港法（昭和25年法律第137号）の適用を受ける漁港
- (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）の適用を受ける公園
- (7) 下水道法（昭和33年法律第79号）の適用を受ける下水道
- (8) 道路法の適用を受けない道路
- (9) 河川法の適用を受けない河川並びに溝きよ、水路、湖沼及びため池
- (10) 海岸法の適用を受けない海岸
- (11) 前各号に掲げるもののほかこれらに類するもの

### (境界確定の申請)

第3条 境界確定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、土地境界確定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に第5条各号に掲げる添付書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 次条第1項第4号の規定により、法定代理人が申請する場合は、申請書に

法定代理人であることを証する書類を添付し、土地所有者が記名の上、法定代理人が併記捺印し、申請するものとする。

(申請者)

第4条 申請者は、土地所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 法人が土地所有者の場合 法人代表者。ただし、法人が解散し、又は倒産した場合は、清算人又は管財人とする。
- (2) 共有地の場合 共有者全員。ただし、共有者全員の委任を受け1名で申請することができる。
- (3) 土地所有者が死亡している場合 相続人全員。ただし、相続人全員の委任を受け1名で申請することができる。
- (4) 土地所有者が行為能力を有さない場合 法定代理人

2 前項の規定にかかわらず、開発行為、工事施行又は公用廃止の申請で、土地所有者が多数の場合その他必要な場合は、委任状（様式第2号）を提出することにより、土地所有者及び同項各号に掲げる者は、他の者に申請書の提出その他の事務を委任することができる。

(添付書類)

第5条 添付書類は、次のとおりとする。ただし、土地登記簿謄本、境界確定の参考となる測量図等は、原本の写しとすることができます。

- (1) 位置図（縮尺1/10,000～1/50,000程度の地図）
- (2) 案内図（代表的な目的物から現地までの経路を示すもの）
- (3) 現況実測平面図（縮尺1/250～1/500）、必要な場合は横断図面（縮尺1/100程度）
- (4) 公図写
- (5) 境界の確定を求めようとする土地登記簿謄本（申請日の前3か月以内に

交付を受けたものに限る。)

- (6) 隣接土地所有者等一覧表（様式第3号）又は要約書など隣接土地所有者等の確認ができるもの
  - (7) 委任状（委任した権限の範囲を明確に記入したものに限る。）
  - (8) 境界確定の参考となる測量図等
  - (9) その他管理者が必要と認める書類
- （受付及び書類審査）

第6条 管理者は、申請書を受理した場合は、次の事項を審査するものとし、境界確定を実施することが適当であると認めたときは、土地境界確定台帳（様式第4号）に登載するものとする。

- (1) 申請者が申請適格を備えていること。
  - (2) 境界確定しようとする財産が、公共用地のいずれかであること。
  - (3) 申請書に必要事項が記載され、かつ、前条に規定する必要書類が添付されていること。
  - (4) 申請地及び付近地についての既境界確定の有無
- （事前調査）

第7条 管理者は、申請地について必要に応じて次の事項を調査するものとする。

- (1) 旧土地台帳等及び周辺土地の沿革
  - (2) 法務局備付地図（公図）の分筆、合筆等の経過
  - (3) 境界付近地の沿革が確認できる社寺、旧家等が所蔵する古図、換地図等
  - (4) 過去の立会記録、資料等
- （申請に基づく立会い等の通知）

第8条 管理者は、申請書を受理したときは、申請者に対し、立会場所、立会日時その他必要な事項を通知するものとする。

2 管理者は、同時に立会いが必要と認められる申請地に隣接する土地所有者、対側地の土地所有者、利害関係人その他参考人等に対しては、申請者から立会いを依頼させることができる。ただし、申請人からの依頼では立会いに応じない者がいる場合で、管理者がその者の立会いを必要と認めるときは、管理者自ら境界立会依頼書（様式第5号）により依頼するものとする。

（現地における境界確定）

第9条 管理者は、立会いに当たり、申請書に添付されている隣接土地所有者等一覧表により立会者を確認するものとする。

2 管理者は、隣接土地所有者等一覧表による立会者が、立会委任状（様式第6号）により立会いを委任した場合は、その受任者を確認し、立会者全員をもって境界確定を行うものとする。ただし、対側については、現況（地形、占用又は利用状況をいう。）等により公共用地の区域が容易に確認することができる場合（現況が公図とおおむね符合する場合、現況利用形態と占有物件との間に著しい違いがない場合等）又は道路幅員が4m以上である場合は、省略することができる。

3 管理者は、境界確定の作業に際し、立会者が了知している既設杭の位置等の情報の提供を求めるものとする。

4 管理者は、現況実測平面図、公図写及び土地登記簿謄本又は要約書等、その他参考とすべき資料に基づいて境界確定を行うものとする。

（境界立会報告書の作成）

第10条 管理者は、境界確定の協議をした場合は、境界確定に立会い後、境界立会報告書（様式第7号）を作成するものとする。

（境界立会報告書の審査及び確認）

第11条 管理者は、境界立会報告書の内容を審査し、境界確定協議の決裁をするものとする。

（境界確定図の作成）

第12条 管理者は、境界確定の協議が整ったときは、原則として申請者に境界確定図を作成させるものとする。

2 申請者は、境界確定図に確定した境界線を朱記し、併せて立会年月日及び境界標の位置等を境界確定図に記載するとともに境界立会承諾書（様式第8号）に署名及び捺印をし、かつ、隣接土地所有者及び対側土地所有者の署名及び捺印を得るものとする。なお、公図写にも確定した境界線を朱記することとする。

3 申請者は、作成した境界確定図、境界立会承諾書及び公図写各2通を管理者に提出するものとする。

（境界確定の通知）

第13条 管理者は、境界確定の協議が整ったときは、境界確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（境界標の設置）

第14条 管理者は、境界確定の協議が整ったときは、原則として申請者に境界標を設置させるものとする。

（申請書の取下げ）

第15条 申請書の取下げは、申請者から土地境界確定申請書取下願（様式第10号）に理由を記して提出させるものとする。

（境界確定の不調通知）

第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、境界確定不調通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請者と境界確定線について確定協議が整わない場合
- (2) 隣接地等の土地所有者及び利害関係人が承諾しない場合
- (3) 申請者に提出を求めた書類が3か月以内に提出されない場合

(4) 申請する土地が所有権確認等の訴訟又は紛争中の場合。ただし、訴訟内容により境界確定を行っても支障のないものは、この限りでない。

(5) その他境界を確定することができない場合  
(証明書の交付)

第17条 管理者は、境界確定成立後申請者から境界確定の証明を求められたときは、境界確定証明書交付申請書（様式第12号）を提出させるものとする。

2 管理者は、申請書を受理したときは、第6条に定める土地境界確定台帳等に基づいて境界を確認し、境界確定証明書（様式第13号）又は承諾書（様式第14号）を申請者に交付するものとする。

#### 附 則

1 この要領は、平成18年4月3日から施行する。

2 この要領の施行の際現に制定前の規定に基づいて作成されている申請書その他の様式は、制定後の要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができます。

#### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和7年3月1日から施行する。